

省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の別表“既存の用途に利用する水銀使用製品”の具体的な用途又は製品例について

省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の別表として、「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当する水銀使用製品（下表 1 列目）及びその用途（下表 2 列目）が示されていますが、この用途では少しわかりにくいというご意見もあることから、JLMA として審議会への傍聴等の結果をもとに、より具体的な用途又は製品例（下表 3 列目）について整理致しました。今後のご判断の目安としてご活用ください。

なお、判断が困難な場合は、経済産業省にご確認いただくことをお奨めします。

表 省令別表“既存の用途に利用する水銀使用製品”の具体的な用途又は製品例

1 列目	2 列目	3 列目
既存の用途に利用する水銀使用製品（省令別表）		具体的な用途又は製品例
水銀使用製品	用途	
蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む）	一 照度の確保	一般照明用、カラー用、紫外線カット用、医療機器用、低温用、半導体工場用
	二 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現	高演色用（美術館用、博物館用、撮影用など）、商品・食品展示用、蛍光照明用
	三 電子ディスプレイにおける図形、文字及び画像等の表示	ディスプレイ用、表示インジケータ用
	四 文書及び図画の読み取り	スキャナー用、コピー機用
	五 情報の伝達	看板用、非常灯・誘導灯用、航空灯火用、医療用
	六 鑑定、検査、検定又は測定	色比較・評価用、検査用、医療機器用、各種鑑定検査用
	七 感光	光化学反応用、表面改質用
	八 蛍光	ブラックライトランプ
	九 生物の育成	植物・生物用、
	十 生物の捕獲、採取又は防除	低誘虫用、捕虫用
	十一 日焼け	日焼け装置用
	十二 殺菌	殺菌用
	共通 ⁽¹⁾ 校正、試験研究又は分析	機器分析用

水銀使用製品	用途	具体的な用途又は製品例
H I Dランプ(高輝度放電ランプ)	一 照度の確保	一般照明用、光学機器光源用、医療機器用、自動車用、
	二 舞台その他の演出	舞台用、景観照明用
	三 美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現	高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)、商品・食品展示用、蛍光照明用
	四 プロジェクタの図形、文字及び画像等の映写	プロジェクタ用
	五 情報の伝達	航空灯火用
	六 鑑定、検査、検定又は測定	波長校正用、色比較・評価用、検査用、医療機器用、機器分析用
	七 感光	光化学反应用、表面改質用、露光用
	八 蛍光	ブラックライトランプ
	九 生物の育成	植物・生物用
	十 生物の捕獲、採取又は防除	集魚用
	十一 日焼け	日焼け装置用
	十二 殺菌	殺菌用、洗浄用
	共通 ⁽¹⁾ 校正、試験研究又は分析	波長校正用、機器分析用
放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	一 情報の伝達	モールス信号発信用【ネオン管】
	二 鑑定、検査、検定又は測定	医療機器用、分析機器・計測器用(機器分析用、波長校正用、光励起用など)
	三 感光	光化学反应用、表面改質用
	四 生物の育成	植物・生物用
	五 殺菌	殺菌用(液体用、容器用、殺藻用、医療機器用など)、オゾン発生用、分解用、洗浄・漂白用
	共通 ⁽¹⁾ 校正、試験研究又は分析	波長校正用、機器分析用

注(1) 省令「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」の第二条三の項目を「共通」として挿入した。

参考資料

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第二次答申)」(平成27年8月5日 中央環境審議会)